

## 建設コンサルタント業務等における低価格受注対策の強化について

九州地方整備局では、建設コンサルタント業務等における低価格受注対策の一環として予定価格1,000万円以下の業務において、品質確保を図る観点から、低価格受注対策の試行を下記のとおり定めたので、お知らせいたします。

### 1. 低価格受注対策の強化について

#### (1) 試行対象業務

土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、(建築関係建設コンサルタント業務は除く)のうち、予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務で、かつ、次の発注方式の業務。

- ・簡易公募型競争入札方式(準ずる方式を含み、総合評価落札方式を含む。)
- ・通常指名競争入札方式
- ・一般競争入札総合評価落札方式

※プロポーザル方式は対象外

#### (2) 「品質確保基準価格」の設定・導入

予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務において、業務の品質確保が図られる履行内容であるかを調査するための基準価格である「品質確保基準価格」を新たに設定し、上記(1)の対象業務について、当該基準価格を導入することとし、当該基準価格を下回った場合には低価格入札と判断し、必要な調査を行います。

※品質確保基準価格の算出については、予決令第85条に基づく調査基準価格の算出方法に準じることとし、詳細は個別発注手続きにおける配付資料によるものとします。

また、調査につきましては、予決令第86条の調査に準じることとし、詳細は個別発注手続きにおける配付資料によるものとします。

### (3) 総合評価落札方式における履行確実性評価の拡大について

総合評価落札方式における履行確実性評価については、これまで予定価格が1,000万円を超える業務を対象としていましたが、今回、予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務においても、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う「履行体制確認型総合評価落札方式」を適用することとし、品質確保基準価格を下回った入札を行った入札参加者に対し、追加資料の提出及びヒアリングを実施することとします。詳細は個別発注手続きにおける配付資料によるものとします。

### (4) 低価格入札受注をした者に対する品質確保のための措置

品質確保基準価格を下回って受注した場合に義務づける条件付けは以下のとおり

#### 1) 業務中の監督強化（測量業務・地質調査業務・用地調査等業務）

- ① 測量業務や地質調査業務においては、測量・調査の実施に際しては、主任技術者が現場に常駐することを義務づける。
- ② 測量業務や地質調査業務においては、担当技術者にも有資格者であることを求める。（測量：測量法に基づく測量士の資格、地質：地質調査技士の資格）
- ③ 測量作業で、精度管理における点検測量にあたっては、主任技術者が立ち会い又は自ら実施することを義務づける。
- ④ 用地調査等業務において現地における測量・調査の実施に際しては、主任担当者が現地に常駐することを義務づける。

#### 2) 履行中の監督強化（土木関係コンサルタント業務）

- ① 土木関係コンサルタント業務において、現地作業及び調査（橋梁点検、交通量調査等）を伴う場合は、管理技術者が現場に常駐することを義務づける。
- ② 土木関係コンサルタント業務において、業務の実施内容を確認するため、業務実施報告書を毎月管理技術者から提出を義務づける。

#### 3) 現地調査時における検証の義務づけ（用地調査等業務）

用地調査等業務において、用地調査等共通仕様書第141条における検証は、現地の測量・調査時において主任担当者が実施し報告することを義務づける。

## 4) 第三者による妥当性確認の義務付け

(土木関係コンサルタント業務・用地調査等業務照査を含む場合)

- ①土木関係コンサルタント業務において、自社による当該業務の照査とは別に第三者の照査を実施し結果を提出する。(照査を含む場合のみ) ※「設計業務成果品点検用チェックシート」により実施する。
- ②土木関係コンサルタント業務において、第三者照査を実施する照査技術者に対して、納品時における立ち会いの義務付け。
- ③用地調査等業務において、用地調査等共通仕様書第142条における照査は、自社による当該業務の照査とは別に第三者の照査を実施し報告することを義務づける。また、納品時打合せには、第三者照査技術者も立ち会うものとする。

## 2. 適用時期

平成25年4月以降、公示文等に掲載された業務から適用する。

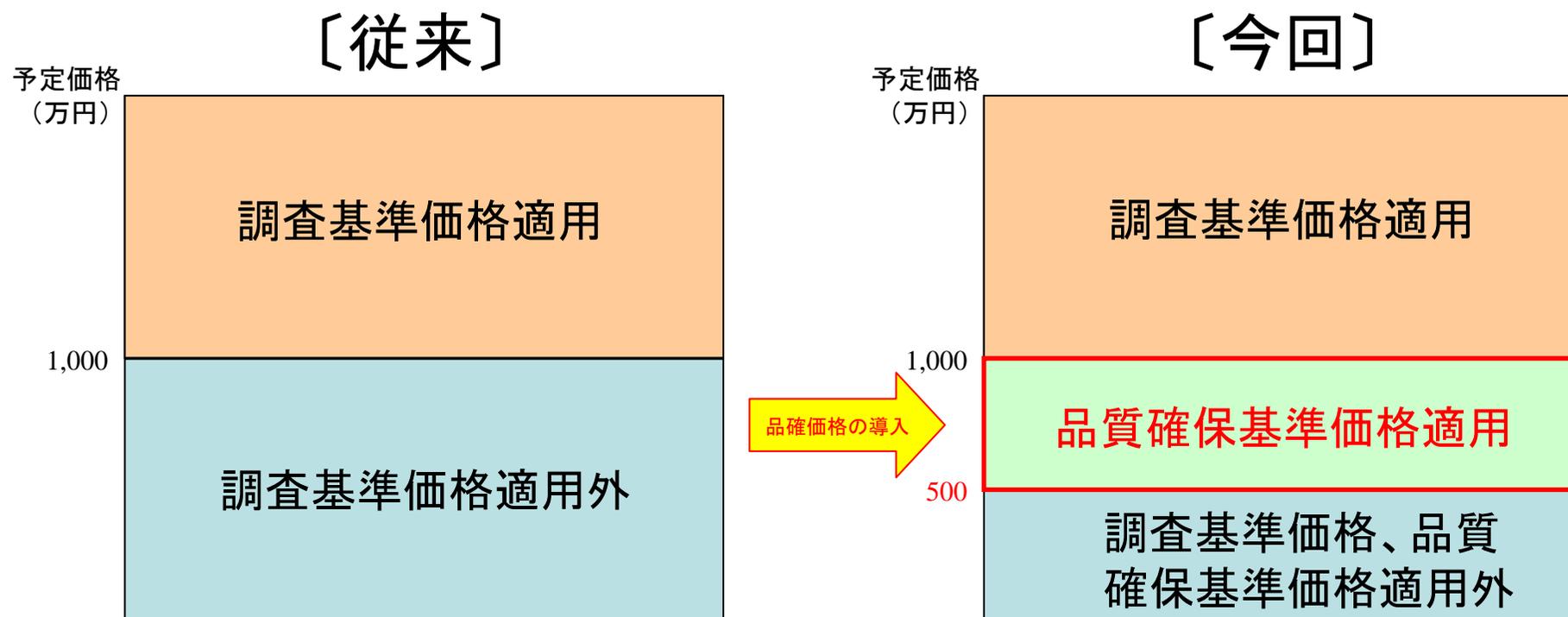
(問い合わせ)

国土交通省九州地方整備局	TEL: 092-471-6331 (代表)
総務部 建設専門官	<small>い</small> 飯尾 <small>けんいち</small> 憲一 (内線2514)
企画部 技術管理課長補佐	<small>とみがはら</small> 富ヶ原 <small>りゅういち</small> 隆一 (内線3314)
用地部 用地官	<small>もり</small> 森 <small>しんいち</small> 慎一 (内線4757)

# 業務の低価格受注対策の強化取り組み

## ■品質確保基準価格の導入

予定価格500万円以上1,000万円以下の競争入札業務を対象に、品質確保対策として試行を実施。  
 予決令第85条に基づく調査基準価格算出方法に準じて算出。



品質確保基準価格を下回って受注した場合の品質確保対策  
 (基本、調査基準価格を下回って受注した場合の品質確保対策と同様の内容)

- ・業務中の監督強化(測量、地質調査、用地調査等)
- ・履行中の監督強化(土木関係コンサル)
- ・現地調査時における検証の義務付け(用地調査等)
- ・第三者照査の義務付け(土木関係コンサル、用地調査等)